

手続の際は、各種申請様式のほか、以下の書類を持参又は同封してください。(申請様式は原本を提出、その他の書類については、窓口に来庁する場合は原本を持参、郵送の場合はコピーを提出してください。)

※受給者、配偶者以外で別世帯のかたが窓口到手続に来る場合は、別途委任状が必要です。

◆ 認定請求書 : 新規申請の場合

必須

- ・父母の個人番号確認書類(マイナンバーカード、個人番号記載の住民票等)
※ページ下部の注意事項参照
- ・父母のうちの受給者となるかた(所得が高いほうのかた)の普通預金口座のわかる通帳又はキャッシュカード
- ・本人確認書類
(窓口の場合は来庁するかた、郵送の場合は受給者となるかたのもの)

該当する場合は必要

- ・(3歳未満の児童を養育しており、受給者となるかたが国家公務員共済もしくは地方公務員共済に加入している場合)受給者となるかたの健康保険証

※支給対象となる児童が連れ子で、養子縁組をしていない場合は、書類が追加で必要となるケースがありますので、お問い合わせください。

◆ 額改定請求書 : 児童手当を受給中で、増額となる場合

必須

受給者の身分証明書

該当する場合は必要

(窓口で手続をする場合) 窓口に来庁するかたの本人確認書類

◆ 別居監護申立書 : 新しく支給対象となる高校生までの児童の住所が、受給者と異なる場合

※認定請求書又は額改定請求書とあわせて提出していただきます。

必須

児童の個人番号確認書類(マイナンバーカード、個人番号記載の住民票等)

※ページ下部の注意事項参照

◆ 監護相当・生計費の負担についての確認書

18歳に到達した年度末を経過してから22歳に到達した年度末までの児童を養育しており、その児童を含めると第3子以降となる高校生までの児童がいる場合

※認定請求書又は額改定請求書とあわせて提出していただきます。

必須

18歳に到達した年度末を経過してから22歳に到達した年度末までの児童の個人番号確認書類(マイナンバーカード、個人番記載の住民票等)

※ページ下部の注意事項参照

<注意事項>

- ・個人番号通知カードは、氏名・住所・個人番号が現在のものと一致している場合のみ個人番号確認書類として使用可能です。氏名・住所等に変更が生じている場合は、個人番号記載の住民票をとってください。
- ・窓口で手続をする場合、個人番号の確認書類は写真でも対応可能です。ただし、マイナンバーカードの場合は両面の写真が必要となります。
- ・郵送の場合、個人番号確認書類としてマイナンバーカードを用いるときは両面のコピーを添付してください。